

別紙

諮問第1740号、第1741号

答 申

1 審査会の結論

本件各不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和5年度都立高校入学者選抜における、学力検査の英語の得点とESAT-Jのスコアの相関関係について記載した文書のすべて、および、電磁的記録」の開示を求める本件開示請求1に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年9月5日付けで行った本件不開示決定1及び「令和5年度都立高等学校入学者選抜における、各受験生（原文ママ。以下同じ。）の学力検査の英語の得点と当該受験生のESAT-Jのスコアの対応関係を記した文書、および、電磁的記録のすべて」の開示を求める本件開示請求2に対し、実施機関が令和5年9月20日付けで行った本件不開示決定2について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1について、請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）は作成しておらず、存在しないとして、本件不開示決定1を行った。また、本件開示請求2について、「合否判定資料（第一次募集・分割前期募集）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例第7条2号及び6号に該当するとして、本件不開示決定2を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求は、それぞれ令和5年11月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年1月9日に実施機関からそれぞれの理由説明書を収受し、同年9

月 11 日（第 250 回第一部会）及び同年 10 月 29 日（第 251 回第一部会）の 2 回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第 1740 号及び第 1741 号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ ESAT-J 及び都立高等学校入学者選抜における活用について

実施機関では、都内公立中学校等に在籍する第 3 学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J=English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）（以下「ESAT-J」という。）を実施している。

令和 5 年度都立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）から ESAT-J の結果を活用し、英語 4 技能のうち「話すこと」の能力をみることにしている。なお、ESAT-J のスコアは、テスト事業者から受験者とその在籍する中学校に通知される。

入学者選抜において、中学校は各受検生の ESAT-J における 6 段階の評価を調査書に記載し、志願先の都立高等学校（以下「都立高校」という。）へ提出する。都立高校では、学力検査の得点と調査書点の合計に ESAT-J の評価を点数化した得点を加え、入学者選抜の総合得点を算出している。

ウ 本件不開示決定 1 の妥当性について

審査請求人は、本件不開示決定 1 に対し、「ESAT-J は令和 4 年度に開始された新規の事業であり、事後検証や問題点の分析を行わないことは考えられない。」、「都立高校の入試選抜において ESAT-J の不受験者には「仮の ESAT-J 結果」が算出される。その算出結果の適正性の担保のためには学力検査の英語の得点と ESAT-J のスコアの相関

関係の調査は必須であり、行っていないことは考えられない。」との理由から、実施機関の不開示理由は虚偽である旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求1は、入学者選抜における英語学力検査の得点と、ESAT-Jのスコアの相関関係を示した文書を求めるもので、相関関係とは2つの事柄が関わり合う関係のことであり、特に統計学では一方の数値が増加するともう一方の数値が減少又は増加する関係（例えば、英語学力検査の得点が高ければ、ESAT-Jの得点が高いなど）をいうが、このような相関関係を示した文書は存在しないと主張する。

実施機関の説明によると、ESAT-Jのスコアは、受検生が在籍する中学校から志願先の都立高校に提出するものであり、個別受検生のスコアは東京都教育委員会には通知されない。また、入学者選抜は各都立高校にて実施しており、入学者選抜における各受検生の英語学力検査の得点及びESAT-Jのスコアは、各都立高校から東京都教育委員会に提出されることはなく、各都立高校において保有する情報であり、実施機関において英語学力検査の得点とESAT-Jのスコアの相関関係の分析は行っていないとのことである。

このことから、2つの事柄の相関関係を示した文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、本件請求文書の不存在を理由とする本件不開示決定1は、妥当である。

エ 本件不開示決定2の妥当性について

(ア) 本件対象公文書について

本件対象公文書には、入学者選抜における受検生の学力検査の得点、調査書点、ESAT-Jの評価を点数化した得点等の個人に関する情報が記載されており、合否判定に活用されている。なお、実施機関によると、本件対象公文書は各都立高校から東京都教育委員会に提出されることはなく、各都立高校において保有する情報である。

(イ) 不開示の妥当性について

審査請求人は、本件不開示決定2に対し、「不開示の理由として、特定の個人を識別できるものであるためとあるが、個人を特定できない形態での開示は可能である。ESAT-J事業の適正性を検証するために必須の資料である。」との理由から、開

示すべき旨主張する。

実施機関は、本件対象公文書について、受検生の学力検査の得点やESAT-Jの評価を点数化した得点等の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、また、試験運営情報が含まれていることから、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には各都立高校にて実施した入学者選抜における各受検生の氏名のほか、受検生ごとに学力検査の点数及びESAT-Jの得点、調査書の評定等の合否判定に用いられる情報が記載されていることが確認された。当該情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、また、本件対象公文書が各都立高校の入学者選抜ごとに作成される一覧表であることからすると、氏名を不開示としたとしても、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される可能性が否定できない。このことから、本件対象公文書は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、本件対象公文書の項目、構成等から採点や合否判定について公にされていない情報が推測されるおそれがあり、入学者選抜に関する事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当する。

したがって、本件対象公文書は条例7条2号及び6号に該当することから、本件不開示決定2は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環